

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、当町の取組方針を次のとおり策定しました。

1 現状

(1) 職員の平均給与月額等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鱒ヶ沢町	48.2 歳	10 人	283,000 円	303,120 円	306,292 円	—	— 歳	— 円	—
うち 用 務 員	51.5 歳	6 人	301,500 円	327,917 円	331,358 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.44
うちその他技能労務職	43.2 歳	4 人	255,200 円	265,900 円	268,719 円	—	— 歳	— 円	—
青森県	46.2 歳	589 人	318,900 円	364,077 円	344,585 円	—	— 歳	— 円	—
国	48.8 歳	5193 人	287,094 円	— 円	320,514 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	48.8 歳	12 人	285,052 円	306,934 円	297,898 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
鱒ヶ沢町	4,969,440 円	— 円	—
うち 用 務 員	5,311,804 円	3,284,300 円	1.62
うちその他技能労務職	4,433,300 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16～18年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) その他給与に関する事項

ア 給料表

当町では、国の技能労務職と同様の給料表（行政職俸給表（二））。ただし4級制）を適用しています。

イ 特殊勤務手当

技能労務職員が支給対象となる特殊勤務手当はありません。

2 基本的な考え方

基本的に退職者不補充とし、必要に応じて民間委託や臨時的任用職員等で対応を検討し、総人件費の抑制を図ります。

3 具体的な取組内容

平成18年度の給与構造見直しの実施に併せて、給料表を国の行政職俸給表（二）に準拠して改定している。

また、現在、国の制度・運用等に準拠している給料表、昇給・昇格等について、民間における同種の職種に従事する者との均衡に留意しつつ、国や県、近隣市町村の動向も注視しながら、給与水準の適性化を図ります。

4 その他

今後も基本的に退職者不補充とし、民間委託の推進や事務事業の見直し等を図ります。